

医療費控除は

裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
 が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療

2/18	■■病院	診療	6,000円	①
5/28	■■病院	診療	3,400円	①
	▲▲薬局	医薬品	700円	②

国税花子さんが受けた医療

9/13	〇〇診療所	診療	3,300円	③
		医薬品	1,100円	

平成 年分 医療費控除の明細書
 ※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項

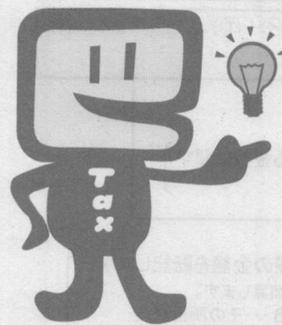
医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。
 ※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
 (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

① 被保険者等の氏名	② 療養を受けた年月	③ 療養を受けた者
④ 療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称	⑤ 被保険者等が支払った医療費の額	⑥ 保険者等の名称

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) ④のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円	
	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円	



・医療を受けた人
 ・病院・薬局
 ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③	国税花子	〇〇診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー www.keisan.nta.go.jp



